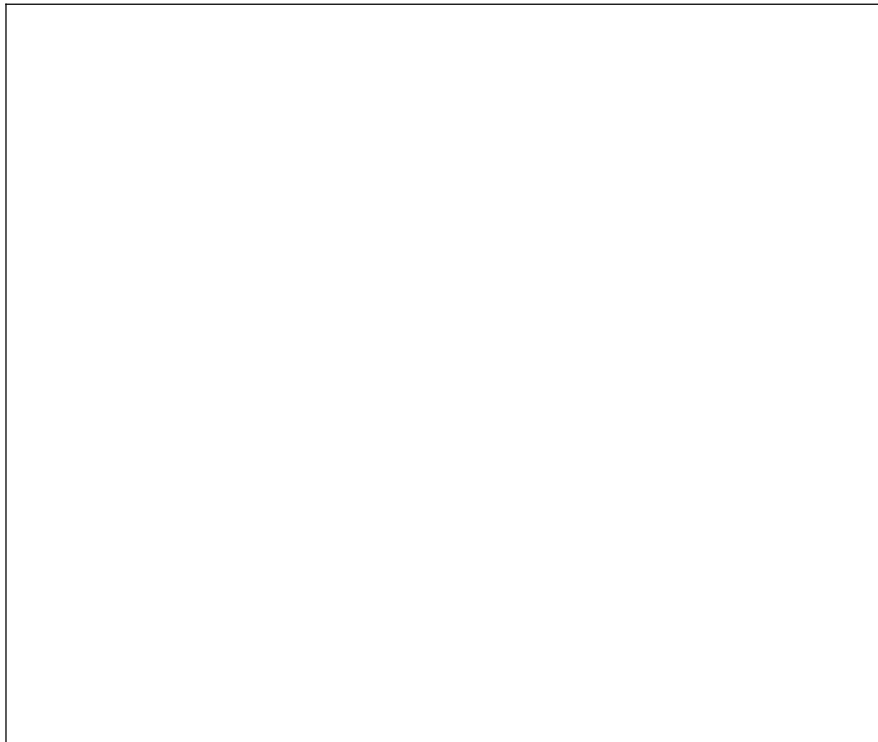


日本ラカン協会

The Lacan Society of Japan
La Société Lacanienne du Japon

設立趣旨



日本ラカン協会規約

(名称)

第一条 本会は「日本ラカン協会」と称する。

(目的)

第二条 本会はジャック・ラカンの業績を中心に、広い視野に立って精神分析に関する研究を進めることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は次の事業を行う。

- 一 研究業績の編集発行
- 二 研究会及び講演会の開催
- 三 ジャック・ラカンに関する文献の調査・紹介
- 四 その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第四条 本会の会員は年会費 6000 円を納める A 会員と、年会費 3000 円を納める B 会員とによって構成される。入会については、理事会の承認を必要とする。

一 入会に関しては理事会の承認を要するものとし、その手続きについては運営細則で定める。

二 A 会員は専従職を有する者、また B 会員はそれ以外の者とする。

(会員の資格)

第五条 本会の会員は、次の資格を充たすものとする。

一 ジャック・ラカンおよび精神分析の業績に関心を持ち、その研究を志す者

二 大学学部卒業 2 年以上経過している者、ただし、理事会の承認があれば必ずしもこれを充たしていなくてもよい

三 会員二名の紹介を受けた者

(会員の権利)

第六条 会員は本会主催の研究会に出席発表ができる。また、論集の配布を受け、これに投稿することができる。ただし、論集への発表に関しては、その採否を理事会にゆだねるものとする。

(役員)

第七条 本会の円滑な運営のために次の役員を置く。

一 理事 若干名

二 会計監査 一名

(役員の選出と任務)

第八条 役員は会員から選出され、理事会を構成し、本会の事業、経理その他一切の会務に対して責任を負う。役員の選出に関しては、理事・会計監査選挙実施細則で定める。

(編集委員会の構成)

第九条 理事会は論集の編集のために、会員の中から編集委員若干名を選出し、編集委員会を構成する。論集の編集発行に関しては、運営細則に定める。

(会計監査)

第十条 会計監査は会員の中から選出され、年一回会計を監査する。会計監査は他の役員を兼ねることはできない。会計監査の選出は理事・会計監査選挙実施細則による。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は二年とし、重任を妨げない。

(総会)

第十二条 本会の活動方針を決定し、役員を選出するために、会員の総会を年一回定期的で開催する。総会は、理事会の決定によって、臨時に開催することができる。総会においては次のことが協議される。

一 本会の活動方針

二 役員の選出

三 一般報告と会計報告の報告と承認

四 その他、会の運営方針に関わること

(財政)

第十三条 本会の運営経費は、諸会費及び寄付金により賄う。

(事務 局員の委嘱と事務局の設置)

第十四条 本会の運営のために、理事会の委嘱による事務局員によって運営される事務局を置く。

(規約の改正)

第十五条 本規約は理事会の議を経て変更することができる。ただし、変更には総会に出席した会員の三分の二以上の承認を必要とする。

付則

- 一 この規約は2000年11月25日より施行する。
- 二 改正規約は2002年11月30日より施行する。
- 三 改正規約は2012年12月9日より施行する。

日本ラカン協会運営細則

第一章 会費の納入と入退会について

(入会と会費の納入)

- 第一条 日本ラカン協会に入会した者は、本規約第五条に明記される会費を、次の要領で支払うものとする。
- 一 年度の上半期に入会を承認された場合は、その年度の会費を納入し、論集の配布を受ける。
 - 二 年度の下半期に入会を承認された場合は、次年度より会費を納入し、論集も次年度より配布される。
 - 三 但し本細則第二条二によって退会した者が再入会する場合は、再入会に際して会費以外に三年分の会費に相当する金額を納入するものとする。

(退会とその手続き)

- 第二条 退会する場合は、事務局まで退会届を提出しなければならない。
- 一 退会する場合は、原則として、退会を申し出た年度までの会費を納入していなければならない。
 - 二 会費滞納が三年を越える会員については、理事会の議を経て退会とすることができる。

(論集の配布)

- 第三条 前年度までの会費が完納されていない会員には、論集を配布しない。

(会務連絡)

- 第四条 会費滞納三年を越える会員には、会の運営に関する連絡を行わない。

第二章 役員の選出と任務

(会長の選出)

- 第五条 理事会は互選によって理事長を選出する。理事長は本会を代表し、理事会を招集する。

(事務局の任務)

- 第六条 事務局を構成する事務局員は、理事会の決定に従って、総務、会計、大会及び研究会などの運営、論集の配布など本会の事業の遂行にあたる。事務局長は理事会に出席することができる。

第三章 論集の刊行と編集委員会

(論集の発行)

- 第七条 本会は論集『I.R.S.—ジャック・ラカン研究—』を年一回刊行する。

(編集委員会の任務)

- 第八条 編集委員会は、互選により編集委員長を選任し、理事会の承認のもとに、論集の編集に従事する。編集委員長は理事会に出席することができる。

(論集への投稿)

- 第九条 会員は、論文募集要領に従い、応募することができる。

- 一 ただし、当該年度の前年までの会費を納入していないものは、論文応募資格を失う。
- 二 編集委員会は、応募論文の審査を行い、掲載の可否を判定し、編集原案を作成する。

第四章 会員の慶弔

第十条 本会は学術研究を目的とする団体であり、会員の慶弔に関する支出を認めない。

付則

- 一 本細則の改変は、理事会の決定を経て、総会に出席した会員の過半数の承認を必要とする。
- 二 本細則は2000年11月25日より施行する。
- 三 改正細則は2012年12月9日より施行する。

日本ラカン協会 理事・会計監査選挙実施細則

(選挙管理委員長の委嘱)

第一条 理事・会計監査の選挙に際して、理事会は選挙管理委員長を会員の中から任命する。

(選挙管理委員会の構成)

第二条 前条によって任命された選挙管理委員長は、選挙管理委員若干名を会員の中から委嘱し、選挙管理委員会を構成する。

(選挙結果の公表)

第三条 選挙管理委員長は、理事・会計監査当選者を総会時に公示し、あわせて選挙結果を新理事会に提出する。

(投票用紙への記入)

第四条 理事・会計監査は無記名・連記の投票によって行われる。
すなわち会員は所定の用紙に、
(1)理事に選出しようとする会員の氏名7名
(2)会計監査に選出しようとする会員の氏名1名
を記入して投票することができる。

(投票の仕方)

第五条 会員は、理事・会計監査の投票を、総会当日、指定の時刻までに指定の場所で本人が行うことを原則とする。なお、投票用紙を事務局へ郵送することも認められるが、この場合の締め切り期日などに関する事項は選挙管理委員会の定めるところによるものとする。

(理事選出について)

第六条 選挙によって選出する理事の人数は7名とする。
一 理事当選者の得票数が同数で、総数が7名を超える場合は、選挙管理委員会は抽選で理事を決定する。
二 新理事会は、3名を超えない範囲で、必要に応じて会員の中から理事を委嘱することができる。

(投票資格)

第七条 会費滞納三年を越える会員は投票できない。

付則

- 一 本細則の改変は、理事会の議を経て、総会に出席した会員の過半数の承認を得るものとする。
- 二 この細則は2000年11月25日より施行される。